

平成 1 8 年 1 2 月 2 1 日

会 員 代 表 者 各 位

証券会員制法人 札幌証券取引所  
理事長 伊 藤 義 郎

上場制度の整備等に係る「有価証券上場規程」等の一部改正について

本所は、別紙のとおり「有価証券上場規程」等の一部改正を行い、本所が定める日から施行しますので、御通知いたします。

本所では、市場の信頼を確保し、より使い勝手のよい市場を構築していくため、企業行動と市場規律の調和の観点から、企業行動に係る尊重事項として株式分割等の実施に係る流通市場への影響に対する配慮を新たに追加するとともに、流動性の向上及び投資家の参入しやすいレベルとして本所が望ましいと考える投資単位の水準を示し、市場の健全性確保の観点からは、上場会社の管理をより充実させるために改善報告書の点検制度を新設するなど所要の改正を行うこととします。

改正の概要は、以下のとおりです。

1. 企業行動に係る尊重事項の整備

(1) 株式分割等の実施に係る配慮

- ・上場会社は、株式分割等を実施するにあたっては、流通市場へ混乱をもたらすことのないよう配慮するものとします。
- ・本所は、上場会社が当該事項を尊重していないと認める場合には、投資者に対する注意喚起のため、その旨を公表することができるものとします。

(2) 望ましい投資単位の水準の設定

- ・上場株券の発行者は、投資単位の水準が 5 万円以上 5 0 万円未満となるよう、当該水準への移行及び維持に努めるものとします。

2. 上場会社に対する経営管理面の確認等

(1) 改善報告書の記載内容に係る点検制度の新設

- ・会社情報の適時開示等に係る改善報告書を提出した上場有価証券の発行者は、提出から 6 か月経過後遅滞なく、「改善措置の実施状況及び運用状況に関する報告書」(以下「改善状況報告書」

という。)を提出するものとします。

- ・会社情報の適時開示等に係る改善報告書を提出した上場有価証券の発行者に対して、当該報告書の提出から5年が経過するまでの間、本所が必要と認める場合には、その都度、改善状況報告書を提出することを求めることができるものとします。
- ・上場有価証券の発行者は、当該発行者の改善措置の実施状況及び運用状況に関し本所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について報告するものとします。
- ・改善措置の実施状況及び運用状況が不十分であると認められる場合又は改善状況報告書を提出しない場合には、本所は改めて改善報告書の提出を求めることができるものとします。

#### (2) 注意勧告制度の新設

- ・上場会社が有価証券報告書等に「虚偽記載」を行った場合には、本所は当該上場会社に対して注意勧告を行うことができるものとします。

### 3. 上場会社における情報開示の充実

#### (1) 投資単位の引下げ方針等の開示

- ・上場株券の発行者は、上場株券の最近の投資単位が50万円以上である場合には、当該発行者の今後の投資単位の引下げに関する方針等について開示するものとします。

#### (2) 親会社等に関する事項についての開示

- ・親会社等を有する上場会社は、事業年度経過後3ヶ月以内に、親会社等に関する事項について開示するものとします。

#### (3) 業績予想の修正に係る開示事項の追加

- ・上場会社の業績予想の修正に係る開示について、「営業利益」の修正を追加するものとします。

なお、「本所が定める日」は、平成18年12月22日といたします。3.(3)の規定は、平成19年3月1日以後最初に終了する事業年度等に係る決算の内容を開示した日以降に公表がされた予想値等に比較して、当該上場会社が新たに算出した予想値等において差異が生じた場合から適用されます。

以 上

上場制度の整備等に伴う「有価証券上場規程」等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	1
2. 株券上場審査基準の一部改正新旧対照表	3
3. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表	4
4. 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	11
5. 監理ポスト及び整理ポストに関する規則の一部改正新旧対照表	12
6. 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	13
7. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの 一部改正新旧対照表	15
8. 上場会社が他の上場会社等を吸収合併する場合等における上場日の取扱いの 一部改正新旧対照表	18
9. 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	20
10. 債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	25
11. 日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、 信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	26

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(6)の2 本所所定の「反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」</u></p> <p>(7) 新規上場申請者の幹事証券会社(幹事である証券会社又は外国証券会社をいう。)である本所の会員(会員に順ずるものとして本所が適当と認める非会員証券会社を含む。以下「幹事会員」という。)が作成した本所所定の推薦書</p> <p><u>(8) アンビシャスへの新規上場申請者である場合には、当該新規上場申請者が上場申請に係る有価証券の上場の日以後3年間において年1回以上、当該有価証券に対する投資に関する説明会を開催することについて確約した書面</u></p> <p>(8)の2 新規上場申請者が、上場後において、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第1条の2第1項に規定する投資単位の<u>水準への移行及びその維持に努める旨を確約した書面</u></p> <p>(9) (略)</p>	<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(7) 新規上場申請者の幹事証券会社(幹事である証券会社又は外国証券会社をいう。)である本所の会員(会員に準ずるものとして本所が適当と認める非会員証券会社を含む。以下「幹事会員」という。)が作成した本所所定の推薦書</p> <p><u>ただし、アンビシャスへの新規上場申請者は、添付を要しない。</u></p> <p><u>(8) アンビシャスへの新規上場申請者である場合は、次の書類</u></p> <p>a <u>新規上場申請者(その企業グループを含む)が高い成長の可能性を有していると認められる者である旨及びその理由について新規上場申請者の幹事会員が記載した書面</u></p> <p>b <u>新規上場申請者が、上場申請に係る有価証券の上場の日以後3年間において年1回以上、当該有価証券に対する投資に関する説明会を開催することについて確約した書面</u></p> <p>(8)の2 新規上場申請者が、上場後において、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第1条の2第1項に規定する投資単位の<u>引下げに努める旨を確約した書面</u></p> <p>(9) (略)</p>

3～12 (略)

(上場市場の変更)

第11条の3 (略)

2・3 (略)

4 第3条第2項(第1号、第5号及び第6号の2から第9号までに限る。)及び第7項の規定は、前項に規定する「上場市場の変更申請書」に添付する書類について準用する。この場合において、これらの規定中「上場申請」とあるのは「上場市場の変更申請」と、「新規上場申請者」とあるのは「上場市場変更申請者」と、「有価証券上場申請書」とあるのは「上場市場の変更申請書」と、「有価証券の上場」とあるのは「上場有価証券の上場市場の変更」と読み替えるものとする。

5・6 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、本所が定める日から施行する。
- 2 改正後の第3条及び第11条の3の規定は、改正規定施行の日以後申請を行う者から適用する。

3～12 (略)

(上場市場の変更)

第11条の3 (略)

2・3 (略)

4 第3条第2項(第1号、第5号、第7号から第9号までに限る。)及び第7項の規定は、前項に規定する「上場市場の変更申請書」に添付する書類について準用する。この場合において、これらの規定中「上場申請」とあるのは「上場市場の変更申請」と、「新規上場申請者」とあるのは「上場市場変更申請者」と読み替えるものとする。

5・6 (略)

株券上場審査基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(アンビシャスへの上場審査基準)</p> <p>第6条 前条に規定する上場審査は、有価証券上場規程第3条第2項第8号に基づく幹事会員が提出する書面について、本所が適当と認める者であって、次の各号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 虚偽記載又は不適正意見等</p> <p>a (略)</p> <p><u>b 「上場申請のための有価証券報告書」に添付される監査報告書(最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。)において、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されていること。ただし、本所が適当と認める場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>c (略)</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、本所が定める日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。</p>	<p>(アンビシャスへの上場審査基準)</p> <p>第6条 前条に規定する上場審査は、有価証券上場規程第3条第2項第8号に基づく幹事会員が提出する書面について、本所が適当と認める者であって、次の各号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 虚偽記載又は不適正意見等</p> <p>a (略)</p> <p>(新設)</p> <p>b (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(望ましい投資単位の水準への移行及び維持に係る努力等)</u></p> <p>第1条の2 上場株券の発行者は、株券の投資単位が<u>5万円以上50万円未満となるよう、当該水準への移行及びその維持に努めるものとする。</u></p> <p>2 本所は、上場株券の最近の投資単位が50万円以上である場合であって、本所が必要と認めるときは、当該発行者に対し<u>前項に規定する水準へ移行するよう投資単位の引下げを勧告することができる。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p><u>(投資単位の引下げに係る努力等)</u></p> <p>第1条の2 上場株券の発行者は、株券の投資単位が50万円未満となるよう、<u>株式分割又は単元株式数の減少による投資単位の引下げに努めるものとする。</u></p> <p>2 本所は、上場株券の最近の投資単位が50万円以上である場合であって、本所が必要と認めるときは、当該発行者に対し<u>株式分割又は単元株式数の減少による投資単位の引下げを勧告することができる。</u></p> <p>3 (略)</p>
<p><u>(株式分割等に係る努力等)</u></p> <p>第1条の4 <u>上場会社は、株式分割等を実施する場合は、流通市場に混乱をもたらすことのないよう努めるものとする。</u></p> <p>2 <u>本所は、上場会社が実施する株式分割等が、流通市場に混乱をもたらすおそれがあると認める場合には、その旨を公表することができる。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p> <p>a～t (略)</p>	<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p> <p>a～t (略)</p>

u 上場会社又はその子会社の役員又は従業員に対する新株予約権の発行その他のストック・オプションと認められるものの付与又は株式の発行

v～a i (略)

(2)・(3) (略)

(4) 当該上場会社の売上高、営業利益、経常利益若しくは純利益又は当該会社の属する企業集団の売上高、営業利益、経常利益若しくは純利益について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度又は前連結会計年度の実績値）に比較して当該上場会社が新たに算出した予想値又は当事業年度若しくは当連結会計年度の決算において差異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして本所が定める基準に該当するものに限る。）が生じた場合

(5) (略)

2 上場会社は、その子会社が次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを、第2号の2 aに定める法第166条第2項第5号に掲げる事項及び第2号の2 bに定める法第166条第2項第6号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして会社関係者等の特定有価証券等の取引規制に関する内閣府令（平成元年大蔵省令第10号。以下この項において「取引規制府令」という。）で定める基準に該当するものを除く。）は、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1)～(2)の2 (略)

(3) 上場会社の子会社（施行令第27条の2各号に掲げる有価証券の発行者に限る。）の売上高、営業利益、経常利益又は純利益に

u 上場会社又はその子会社の役員又は従業員に対する新株予約権の発行その他のストック・オプションと認められるものの付与

v～a i (略)

(2)・(3) (略)

(4) 当該上場会社の売上高、経常利益若しくは純利益又は当該会社の属する企業集団の売上高、経常利益若しくは純利益について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度又は前連結会計年度の実績値）に比較して当該上場会社が新たに算出した予想値又は当事業年度若しくは当連結会計年度の決算において差異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして本所が定める基準に該当するものに限る。）が生じた場合

(5) (略)

2 上場会社は、その子会社が次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを、第2号の2 aに定める法第166条第2項第5号に掲げる事項及び第2号の2 bに定める法第166条第2項第6号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして会社関係者等の特定有価証券等の取引規制に関する内閣府令（平成元年大蔵省令第10号。以下この項において「取引規制府令」という。）で定める基準に該当するものを除く。）は、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1)～(2)の2 (略)

(3) 上場会社の子会社（施行令第27条の2各号に掲げる有価証券の発行者に限る。）の売上高、経常利益又は純利益について、公



ついて、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）に比較して当該上場会社の子会社が新たに算出した予想値又は当事業年度の決算において差異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして本所が定める基準に該当するものに限る。）が生じた場合

3～6 （略）

7 上場株券の発行者は、上場株券の最近の投資単位が50万円以上である場合には、事業年度経過後3か月以内に、第1条の2第1項に規定する水準へ移行するための当該発行者の投資単位の引下げに関する考え方及び方針等を開示しなければならない。

8 親会社等（親会社及び上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいうものとする。以下この項において同じ。）を有する上場会社は、事業年度経過後3か月以内に、本所が定める親会社等に関する事項を開示しなければならない。

（コーポレート・ガバナンスに関する報告書）

第4条の5 上場会社は、有価証券上場規程第6条の4に規定する報告書の内容に変更が生じた場合には、遅滞なく当該変更内容について記載した書面を提出するものとする。この場合において、当該上場会社は、当該書面（その内容を記載した資料を含む。）を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

2 前項前段の場合において、当該変更の内容が本所が定める事項に関するものであるときには、変更が生じた後最初に到来する定時株主総会の日以後遅滞なく当該変更内容について記載した書面の提出を行うことができるものとする。

表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）に比較して当該上場会社の子会社が新たに算出した予想値又は当事業年度の決算において差異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして本所が定める基準に該当するものに限る。）が生じた場合

3～6 （略）

7 上場株券の発行者は、上場株券の最近の投資単位が50万円以上である場合には、第1項第3号の規定に基づき事業年度に係る決算の内容を開示するときに、当該発行者の投資単位の引下げに関する考え方及び方針等について、併せて開示しなければならない。

8 親会社等（親会社及び上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいうものとする。以下この項において同じ。）を有する上場会社は、第1項第3号の規定に基づき事業年度に係る決算の内容を開示する場合は、速やかに本所が定める親会社等に関する事項を開示しなければならない。

（コーポレート・ガバナンスに関する報告書）

第4条の5 上場株券の発行者は、有価証券上場規程第6条の4に規定する報告書の内容に変更が生じた場合には、遅滞なく当該変更内容について記載した書面を提出するものとする。この場合において、当該発行者は、当該書面（その内容を記載した資料を含む。）を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

2 前項前段の場合において、当該変更の内容が本所が定める事項に関するものであるときには、変更が生じた後最初に到来する定時株主総会の招集日以後遅滞なく当該変更内容について記載した書面の提出を行うことができるものとする。

(第2章に係る改善報告書の提出)

第14条 本所は、上場有価証券の発行者が第2章の規定に基づく会社情報の適時開示等を適正に行わなかった場合において、改善の必要性が高いと認めるときは、当該発行者に対して、その経緯及び改善措置を記載した報告書(以下「改善報告書」という。)の提出を求めることができる。

2 本所は、前項の規定により提出された改善報告書の内容が明らかに不十分であると認める場合には、当該発行者に対してその変更を要請し、当該改善報告書の再提出を求めることができる。

3 上場有価証券の発行者は、前2項の規定により改善報告書の提出を求められた場合は、速やかに当該改善報告書の提出を行わなければならない。

4 本所は、上場有価証券の発行者が前項の規定により改善報告書を本所に提出した場合は、当該改善報告書を公衆の縦覧に供するものとする。

(改善状況報告書等の提出)

第14条の2 前条第3項(第7項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により改善報告書を提出した上場有価証券の発行者は、当該改善報告書の提出から6か月経過後速やかに、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した報告書(以下「改善状況報告書」という。)の提出を行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、本所は、前条第3項の規定により改善報告書を提出した上場有価証券の発行者に対して、当該改善報告書の提出から5年が経過するまでの間、当該発行者の改善措置の実施状況及び運用状況に関し本所が必

(第2章に係る改善報告書の提出)

第14条 本所は、上場有価証券の発行者が、第2章の規定に基づく会社情報の適時開示等を適正に行わなかった場合において、改善の必要性が高いと認めるときは、当該発行者に対して、その経緯及び改善措置を記載した報告書の提出を求めることができる。

2 本所は、前項の規定により提出された報告書の内容が明らかに不十分であると認める場合には、当該発行者に対してその変更を要請し、当該報告書の再提出を求めることができる。

3 上場有価証券の発行者は、前2項の規定により報告書の提出を求められた場合は、速やかに当該報告書の提出を行わなければならない。

4 本所は、上場有価証券の発行者が前項の規定により報告書を本所に提出した場合は、当該報告書を公衆の縦覧に供するものとする。

(新設)

要と認めるときは、改善状況報告書の提出を求めることができる。

3 上場有価証券の発行者は、前項の規定により改善状況報告書の提出を求められた場合は、速やかに当該改善状況報告書の提出を行わなければならない。

4 本所は、上場有価証券の発行者が第1項又は前項の規定により改善状況報告書を本所に提出した場合は、当該改善状況報告書を公衆の縦覧に供するものとする。

5 前条第3項の規定により改善報告書を提出した上場有価証券の発行者は、当該発行者の改善措置の実施状況及び運用状況に関し本所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告するものとする。

6 本所は、次の各号に掲げる場合には、当該発行者に対して改善報告書の提出を求めることができる。

(1) 第1項又は第3項に規定する改善状況報告書を速やかに提出しない場合において、本所が相当の期間を設けて定める提出期限までに提出しないとき。

(2) 第1項又は第3項の規定により提出された改善状況報告書の内容が明らかに不十分であると本所が認める場合

(3) 前項の規定に基づく報告を適正に行わなかった場合において、改善の必要性が高いと認めるとき。

7 前条第2項から第4項までの規定は、前項の改善報告書について準用する。

(第3章に係る改善報告書の提出)

第15条 (略)

2 第14条第2項及び第3項の規定は、前項の報告書について準用する。

(第3章に係る改善報告書の提出)

第15条 (略)

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(虚偽記載に関する注意勧告)

第16条 本所は、上場会社が有価証券報告書等に「虚偽記載」を行った場合には、当該上場会社に対して注意勧告を行うことができる。

2 前項の注意勧告を行った場合には、本所はその旨を公表するものとする。

付 則

- 1 この改正規定は、本所が定める日から施行する。
- 2 改正後の第2条第1項第4号の規定は、上場会社の営業利益又は当該会社の属する企業集団の営業利益について、平成19年3月1日以後最初に終了する事業年度又は連結会計年度（同日以後に中間会計期間又は中間連結会計期間の末日が先に到来する場合にあっては、当該中間会計期間又は中間連結会計期間）に係る決算の内容を開示した日以降に公表がされた予想値（当該予想値がない場合は、直近に公表がされた実績値）に比較して、当該上場会社が新たに算出した予想値又は当該事業年度の翌事業年度若しくは当該連結会計年度の翌連結会計年度（平成19年3月1日以後に中間会計期間又は中間連結会計期間の末日が先に到来する場合にあっては、同日以後終了する事業年度又は連結会計年度）の決算において差異が生じた場合から適用する。
- 3 改正後の第2条第2項第3号の規定は、上場会社の子会社の営業利益又は当該子会社の属する企業集団の営業利益について、平成19年3月1日以後最初に終了する事業年度又は連結会計年度（同日以後に中間会計期間又は中間連結会計期間の末日が先に到来する場合にあっては、当該中間会計期間又は中間連結会計期間）に係る決算の内容を開示した日以降に公表がさ

(新設)

れた予想値（当該予想値がない場合は、直近に公表がされた実績値）に比較して、当該子会社が新たに算出した予想値又は当該事業年度の翌事業年度若しくは当該連結会計年度の翌連結会計年度（平成19年3月1日以後に中間会計期間又は中間連結会計期間の末日が先に到来する場合にあっては、同日以後終了する事業年度若しくは連結会計年度）の決算において差異が生じた場合から適用する。

4 改正後の第2条第7項及び第8項の規定は、平成19年3月1日以後終了する事業年度の会社から適用する。

5 改正後の第14条の2の規定は、この改正規定施行の日以後に第14条第1項又は第2項の規定に基づき、本所より改善報告書の提出を求められた上場有価証券の発行者から適用する。

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買の停止)</p> <p>第22条 規程第27条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 規程第27条第1号に掲げる場合の当該株券の売買の停止は、原則として、<u>当該併合又は分割等の効力発生の日の4日前の日</u>から当該併合又は分割等の効力発生の日の前日までとする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、本所が定める日から施行する。</p>	<p>(売買の停止)</p> <p>第22条 規程第27条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 規程第27条第1号に掲げる場合の当該株券の売買の停止は、原則として、<u>株券提出期間満了の日の3日前の日</u> (<u>株券提出期間満了の日が休業日に当たるときは、当該日の4日前の日</u>) から当該併合又は分割等の効力発生の日の前日までとする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>

監理ポスト及び整理ポストに関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(監理ポスト、整理ポストへの割当て)</p> <p>第3条 監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理ポストへの割当て</p> <p>上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理ポストに割当てる。</p> <p>(a)～(i) (略)</p> <p>(j) 上場会社が株券上場廃止基準第2条第11号a前段又は同号b前段(同基準第2条の2第3号の規定による場合を含む。)に該当する場合(これらに該当すると認められる相当の事由があると本所が認める場合を含む。)。ただし、<u>同基準第2条第11号a後段又は同号b後段に該当しないことが明らかであるときは、この限りでない。</u></p> <p>(k)～(n) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、本所が定める日から施行する。</p>	<p>(監理ポスト、整理ポストへの割当て)</p> <p>第3条 監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理ポストへの割当て</p> <p>上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理ポストに割当てる。</p> <p>(a)～(i) (略)</p> <p>(j) 上場会社が株券上場廃止基準第2条第11号a前段若しくは同号b前段(同基準第2条の2第3号の規定による場合を含む。)に該当する場合又はこれらに該当すると認められる相当の事由があると本所が認める場合</p> <p>(k)～(n) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p>

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>新規上場申請者がアンビシャスへの上場を申請する者である場合には、当該新規上場申請者の幹事証券会社は、第7号に規定する推薦書に、当該新規上場申請者（その企業グループを含む。）が高い成長の可能性を有していると認められる者である旨及びその理由について記載するものとする。</u></p> <p>(5) 第9号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、アンビシャスへの新規上場申請者は、a、d、eからgまで及びjに規定する書類については、添付を要しない。</p> <p>a～nの4 (略)</p> <p>nの5 新規上場申請者が、株券上場審査基準の取扱い1.(2)dの(d)の口の(口)又は4.dの(c)の口の(口)に規定する親会社等を有している場合は、当該親会社等が開示府令第15条第1号イに規定する「第3号様式」に準じて作成した本所が<u>適当と認める書類（当該親会社等が外国会社である場合にあっては、当該親会社等が開示府令第15条第2号イに規定する「第8号様式」に準じて作成した本所が適当と認める書類）</u></p> <p>o (略)</p> <p>(6) (略)</p>	<p>2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>第8号に規定する書面には、成長に係る評価の対象とした事業の内容を記載するものとする。</u></p> <p>(5) 第9号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、アンビシャスへの新規上場申請者は、a、d、eからgまで及びjに規定する書類については、添付を要しない。</p> <p>a～nの4 (略)</p> <p>nの5 新規上場申請者が、株券上場審査基準の取扱い1.(2)dの(d)の口の(口)又は4.dの(c)の口の(口)に規定する親会社等を有している場合は、当該親会社等が開示府令第15条第1号イに規定する「第3号様式」に準じて作成した本所が適当と認める書類</p> <p>o (略)</p> <p>(6) (略)</p>
<p>19. 第13条（申請によらない上場廃止）関係</p> <p>第2項に規定する「本所が定める金額」は、株券上場廃止基準第3条の2第1項に規定する審査を行う場合にあっては50万円、同基準第</p>	<p>19. 第13条（申請によらない上場廃止）関係</p> <p>第2項に規定する「本所が定める金額」は、株券上場廃止基準第3条の2第1項に規定する審査を行う場合にあっては50万円、同基準第</p>



3条の3第1項に規定する審査を行う場合にあっては100万円とし、消費税及び地方消費税を加算して納入するものとする。

3条の3第1項に規定する審査を行う場合にあっては30万円とし、消費税及び地方消費税を加算して納入するものとする。

付 則

- 1 この改正規定は、本所が定める日から施行する。
- 2 改正後の19.の規定は、施行日以後株券上場廃止基準第3条の3第1項に規定する審査を申請する上場会社から適用する。

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第1条の2 <u>（望ましい投資単位の水準への移行及び維持に係る努力等）</u> 第2項関係            (1)・(2) (略)</p>	<p>1. 第1条の2 <u>（投資単位の引下げに係る努力等）</u>            第2項関係            (1)・(2) (略)</p>
<p>1. の2の2 <u>第1条の4（株式分割等に係る努力等）関係</u>  <u>（1）第1項に規定する「株式分割等」とは、株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て、株式併合又は単元株式数の変更をいう。</u>  <u>（2）第2項に規定する「流通市場への混乱をもたらすおそれがある」かどうかの認定については、株式分割等の比率、株式分割等実施後の投資単位その他の株式分割等の態様等を総合的に勘案して行うものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>1. の3 第2条（会社情報の開示）第1項関係            (1)～(3) (略)            (4) 第4号に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして本所が定める基準は、次のaからfまでに掲げる区分に応じ当該aからfまでに掲げることとする。            a (略)  <u>aの2 営業利益</u>  <u>新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前事業年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。）であること。</u></p>	<p>1. の3 第2条（会社情報の開示）第1項関係            (1)～(3) (略)            (4) 第4号に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして本所が定める基準は、次のaからfまでに掲げる区分に応じ当該aからfまでに掲げることとする。            a (略)            (新設)</p>

b～d (略)

dの2 企業集団の営業利益

新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値）で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前連結会計年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。）であること。

e・f (略)

2. 第2条（会社情報の開示）第2項関係

(1)・(2) (略)

(3) 第3号に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして本所が定める基準は、次のaからcまでに掲げる区分に応じ当該aからcまでに掲げることとする。

a (略)

aの2 営業利益

新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前事業年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。）であること。

b・c (略)

13. 第16条（虚偽記載に関する注意勧告）関係

株券上場審査基準の取扱い2. (7) a（虚偽記載）の規定は、第16条の場合に準用する。

b～d (略)

(新設)

e・f (略)

2. 第2条（会社情報の開示）第2項関係

(1)・(2) (略)

(3) 第3号に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして本所が定める基準は、次のaからcまでに掲げる区分に応じ当該aからcまでに掲げることとする。

a (略)

(新設)

b・c (略)

(新設)

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

上場会社が他の上場会社等を吸収合併する場合等における上場日の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>次の各号に掲げる株券の上場日は、当該各号に定める日とする。ただし、上場申請の時期等により当該日に上場することが不可能又は困難であるときは、この限りでない。</p> <p>(第1号、第3号又は第6号に定める株券については、有価証券上場規程に関する取扱い要領14.(2)の規定は適用しない。)</p> <p>(1) 上場会社が他の上場会社又は国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社(以下「他の上場会社等」という。)を吸収合併することにより発行する株券  <u>吸収合併がその効力を生ずる日</u></p> <p>(2) 株券上場審査基準第4条第2項第1号又は第6条第2項<u>第1号</u>の規定により上場される株券  <u>吸収合併又は新設合併がその効力を生ずる日</u></p> <p>(3) 上場会社が他の上場会社等を完全子会社とする株式交換を行うことにより発行する株券  <u>株式交換がその効力を生ずる日</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 上場会社が株式移転により他の会社の完全子会社となる場合において株券上場審査基準第4条第2項第2号又は第6条第2項<u>第3号</u>の規定により上場される当該他の会社の株券  <u>株式移転がその効力を生ずる日</u></p>	<p>次の各号に掲げる株券の上場日は、当該各号に定める日とする。ただし、上場申請の時期等により当該日に上場することが不可能又は困難であるときは、この限りでない。</p> <p>(第1号、第3号又は第6号に定める株券については、有価証券上場規程に関する取扱い要領14.(2)の規定は適用しない。)</p> <p>(1) 上場会社が他の上場会社又は国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社(以下「他の上場会社等」という。)を吸収合併することにより発行する株券  <u>合併期日</u></p> <p>(2) 株券上場審査基準第4条第2項第1号又は第6条第2項の規定により上場される株券  <u>前号に定める日。ただし、新設合併の場合において、合併期日から起算して4日目(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日以後に合併の登記を行う場合は、<u>合併登記日の2日前(休業日を除外する。以下同じ。)</u>の日</u></p> <p>(3) 上場会社が他の上場会社等を完全子会社とする株式交換を行うことにより発行する株券  <u>株式交換の日</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 上場会社が株式移転により他の会社の完全子会社となる場合において株券上場審査基準第4条第2項第2号又は第6条第2項の規定により上場される当該他の会社の株券  <u>株式移転期日。ただし、株式移転期日から起算して4日目の日以後の株式移転の登記を</u></p>

(6) 上場会社が他の上場会社等から事業を承継する人的分割に伴い発行する株券

吸収分割がその効力を生ずる日

(7) 上場会社が人的分割である新設分割により会社を設立する場合又は人的分割である吸収分割により他の会社に事業を承継させる場合においてその分割前の上場申請又は株券上場審査基準第4条第2項第3号若しくは第6条第2項第3号の規定により上場される当該設立された会社又は事業を承継した会社の株券

新設分割がその効力を生ずる日

行う場合は、株式移転登記日の2日前の日

(6) 上場会社が他の上場会社等から事業を承継する人的分割に伴い発行する株券

分割期日

(7) 上場会社が人的分割である新設分割により会社を設立する場合又は人的分割である吸収分割により他の会社に事業を承継させる場合においてその分割前の上場申請又は株券上場審査基準第4条第2項第3号若しくは第6条第2項第3号の規定により上場される当該設立された会社又は事業を承継した会社の株券

前号に定める日。ただし、新設分割の場合において、分割期日から起算して4日目の日以後に分割の登記を行う場合は、分割登記日の2日前の日

#### 付 則

- 1 この改正規定は、本所が定める日から施行する。
- 2 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第105条の規定によりなお従前の例によるとされた合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転に伴う上場日の取扱いについては、なお従前の例による。

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条（上場廃止基準）関係</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 事業活動の停止</p> <p>a (略)</p> <p>b 第8号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、上場会社が合併又はその他の事由により解散する場合を含むものとする。この場合において、次の(a)から(c)までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。</p> <p>(a) 上場会社が、合併により解散する場合のうち、<u>合併に際して上場会社の株主に対してその株式に代わる財産の全部又は一部として次のいずれかに該当する株券を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の4日前</u>（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日</p> <p>イ 他の上場会社（既に国内の他の証券取引所の上場会社となっている非上場会社を含む。）<u>が発行する上場株券</u></p> <p>ロ 株券上場審査基準第4条第2項第1号又は第6条第2項第1号の規定の適用を受け、同基準第4条第2項第1号又は第6条第2項第1号に規定する会社が発行者である株券が速やかに上場される見込みのある場合における<u>当該株券</u></p> <p>(b)・(c) (略)</p> <p>(9)・(10) (略)</p> <p>(11) 上場契約違反等</p> <p>第12号に規定する「上場契約について重大な違反を行った場合」には、次に掲げる場</p>	<p>1. 第2条（上場廃止基準）関係</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 事業活動の停止</p> <p>a (略)</p> <p>b 第8号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、上場会社が合併又はその他の事由により解散する場合を含むものとする。この場合において、次の(a)から(c)までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。</p> <p>(a) 上場会社が、合併により解散する場合のうち、<u>次のいずれかに該当する場合は、原則として合併に係る株券提出期間満了の日の3日前</u>（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日（<u>株券提出期間満了の日が休業日に当たる場合には、株券提出期間満了の日の4日前の日</u>）</p> <p>イ 他の上場会社（既に国内の他の証券取引所の上場会社となっている非上場会社を含む。）<u>に吸収合併される場合</u></p> <p>ロ 株券上場審査基準第4条第2項第1号又は第6条第2項第1号の規定の適用を受け、同基準第4条第2項第1号又は第6条第2項第1号に規定する会社が発行者である株券が速やかに上場される見込みのある場合</p> <p>(b)・(c) (略)</p> <p>(9)・(10) (略)</p> <p>(11) 上場契約違反等</p> <p>第12号に規定する「上場契約について重大な違反を行った場合」には、次に掲げる場</p>

合を含むものとする。

a 上場会社が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第3条の2第2項に規定する書面又は同規則第14条第3項（同規則第14条の2第7項で準用する場合を含む。）に規定する改善報告書の提出を速やかに行わない場合において、本所が相当の期間を設けて新たに提出期限を定め、次に掲げる事項を書面により当該上場会社に対して通知したにもかかわらず、なお当該同意する旨の書面又は当該改善報告書を当該提出期限までに提出しないとき。

(a) 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第3条の2第2項に規定する書面又は同規則第14条第3項（同規則第14条の2第7項で準用する場合を含む。）に規定する改善報告書を提出しない場合には、第12号に該当することとなること。

(b)・(c) (略)

b 本所が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第14条第1項又は同規則第14条の2第6項の規定により上場会社に対して改善報告書の提出を求めることが必要と認めた場合で、当該上場会社が過去5年以内に同項に規定する改善報告書を2回提出しているとき。

c a又は前bのほか、本所が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第14条第1項又は同規則第14条の2第6項の規定により改善報告書の提出を求めたにもかかわらず、会社情報の開示の状況等が改善される見込みがないと認める場合

(12) (略)

合を含むものとする。

a 上場会社が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第3条の2第2項に規定する書面又は同規則第14条第3項に規定する報告書の提出を速やかに行わない場合において、本所が相当の期間を設けて新たに提出期限を定め、次に掲げる事項を書面により当該上場会社に対して通知したにもかかわらず、なお当該同意する旨の書面又は当該報告書を当該提出期限までに提出しないとき。

(a) 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第3条の2第2項に規定する書面又は同規則第14条第3項に規定する報告書を提出しない場合には、第12号に該当することとなること。

(b)・(c) (略)

b 本所が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第14条第1項の規定により上場会社に対して報告書の提出を求めることが必要と認めた場合で、当該上場会社が過去5年以内に同項に規定する報告書を2回提出しているとき。

c a又は前bのほか、本所が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第14条第1項の規定により報告書の提出を求めたにもかかわらず、会社情報の開示の状況が改善される見込みがないと認める場合

(12) (略)



(13) 完全子会社化

第15号に該当する日は、次のa又はbに定めるところによる。

a 株式交換又は株式移転に際して上場会社の株主に対してその株式に代わる財産の全部又は一部として次のいずれかに該当する株券を交付する場合は、原則として、株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の4日前の日

(a) 他の上場会社（既に国内の他の証券取引所の上場会社となっている非上場会社を含む。）が発行する上場株券

(b) 株券上場審査基準第4条第2項第2号又は第6条第2項第2号の規定の適用を受け、同各号に規定する会社が発行者である株券が速やかに上場される見込みのある場合における当該株券

(削る)

b (略)

(14) (略)

(15) 全部取得

第18号に該当する日は、次のa又はbに定めるところによる。

a 株式の取得と引換えに他の株式が交付される場合であって、有価証券上場規程第9条の規定の適用を受け、当該株式に係る株券が速やかに上場される見込みのあるときは、原則として、株式の取得がその効力を生ずる日の4日前の日

(13) 完全子会社化

第15号に該当する日は、次のa又はbに定めるところによる。

a 次のいずれかに該当する場合は、原則として、株式交換又は株式移転に係る株券提出期間満了の日の3日前の日（株券提出期間満了の日が休業日に当たる場合には、株券提出期間満了の日の4日前の日）

(a) 上場会社が他の上場会社を完全親会社とする株式交換を行う場合

(b) 上場会社が非上場会社を完全親会社とする株式交換を行う場合であって、株券上場審査基準第4条第2項第2号又は第6条第2項第2号の規定の適用を受け、当該非上場会社が発行者である株券が速やかに上場される見込みのあるとき。

(c) 上場会社が株式移転を行う場合であって、株券上場審査基準第4条第2項第3号又は第6条第2項第2号の規定の適用を受け、当該株式移転により設立される会社が発行者である株券が速やかに上場される見込みのあるとき。

b (略)

(14) (略)

(15) 全部取得

第18号に該当する日は、次のa又はbに定めるところによる。

a 株式の取得と引換えに他の株式が交付される場合であって、有価証券上場規程第9条の規定の適用を受け、当該株式に係る株券が速やかに上場される見込みのあるときは、原則として、株式の取得に係る株券提出期間満了の日の3日前の日（株券提出期

b (略)

4. 第4条(上場廃止前の取扱い)関係

(1) 「本所が必要であると認めた時」の取扱い

第2条の各号又は第2条の2の各号に該当することとなった銘柄は、原則として「本所が必要であると認めた」ものとして取り扱う。ただし、次のaからeまでに該当する銘柄については、当該aからeまでに定めるところに従って上場廃止する。

a 第2条第8号のうち、本取扱い1. (8)

bの(a)に規定する合併による解散の場合に該当する銘柄

原則として、合併がその効力を生ずる日の4日前の日に上場廃止する。

b (略)

c 第2条第15号のうち、本取扱い1. (13) aの規定に該当する銘柄

原則として、株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の4日前の日に上場廃止する。

d 第2条第18号(第2条の2第3号による場合を含む。)のうち、本取扱い1. (15) aの規定に該当する銘柄

原則として、株式の取得がその効力を生ずる日の4日前の日に上場廃止する。

間満了の日が休業日に当たる場合には、株券提出期間満了の日の4日前の日)

b (略)

4. 第4条(上場廃止前の取扱い)関係

(1) 「本所が必要であると認めた時」の取扱い

第2条の各号又は第2条の2の各号に該当することとなった銘柄は、原則として「本所が必要であると認めた」ものとして取り扱う。ただし、次のaからeまでに該当する銘柄については、当該aからeまでに定めるところに従って上場廃止する。

a 第2条第8号のうち、本取扱い1. (8)

bの(a)に規定する合併による解散の場合に該当する銘柄

原則として、合併に係る株券提出期間満了の日の3日前の日(株券提出期間満了の日が休業日に当たる場合には、株券提出期間満了の日の4日前の日)に上場廃止する。

b (略)

c 第2条第15号のうち、本取扱い1. (13) aの規定に該当する銘柄

原則として、株式交換又は株式移転に係る株券提出期間満了の日の3日前の日(株券提出期間満了の日が休業日に当たる場合には、株券提出期間満了の日の4日前の日)に上場廃止する。

d 第2条第18号(第2条の2第3号による場合を含む。)のうち、本取扱い1. (15) aの規定に該当する銘柄

原則として、株式の取得に係る株券提出期間満了の日の3日前の日(株券提出期間満了の日が休業日に当たる場合には、株券提出期間満了の日の4日前の日)に上場廃

e (略)  
(2) (略)

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

止する。

e (略)  
(2) (略)

債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>5. 債券の上場廃止の取扱い（債券特例第7条及び第8条関係）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第7条又は第8条に該当することとなった銘柄の上場廃止日は、次のとおりとする。</p> <p>a～e (略)</p> <p>f 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、吸収分割又は新設分割により上場銘柄に係る債務が他の会社に承継される銘柄については、<u>原則として、吸収分割又は新設分割がその効力を生ずる日から起算して4日前の日</u></p> <p>g・h (略)</p> <p>i 社債券以外の債券の発行者の合併による解散により第8条第1項に該当することとなった銘柄については、<u>原則として、吸収合併又は新設合併がその効力を生ずる日</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、本所が定める日から施行する。</p>	<p>5. 債券の上場廃止の取扱い（債券特例第7条及び第8条関係）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第7条又は第8条に該当することとなった銘柄の上場廃止日は、次のとおりとする。</p> <p>a～e (略)</p> <p>f 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、吸収分割又は新設分割により上場銘柄に係る債務が他の会社に承継される銘柄については、<u>分割期日から起算して4日前の日</u></p> <p>g・h (略)</p> <p>i 社債券以外の債券の発行者の合併による解散により第8条第1項に該当することとなった銘柄については、<u>合併期日</u></p>

日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、  
信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(投資信託委託業者が行う適時開示等に関する事項)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 受益証券特例第6条第5項に規定する上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則に定めるところに準じるとは、原則として、同規則第2条の2から第4条の2まで、第10条(有価証券の作成に係る部分に限る。)、第12条の2、第14条から第16条までに定めるところに<u>準じる</u>ことをいうものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、本所が定める日から施行する。</p>	<p>(投資信託委託業者が行う適時開示等に関する事項)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 受益証券特例第6条第3項に規定する上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則に定めるところに準じるとは、原則として、同規則第2条の2から第4条の2まで、第10条(有価証券の作成に係る部分に限る。)、第12条の2、第14条及び第15条に定めるところに<u>よる</u>ことをいうものとする。</p>